

練馬労連・2015年「新春のつどい」開催 安倍政権の雇用ルール破壊にストップを

2015年1月23日、練馬労連は「新春のつどい」をおこないました。

会場の土建会館は組合員・来賓で57人で用意した席がほぼ埋まり、伊藤副議長が前日から用意した料理がテーブルいっぱいになり並びました。

金田議長の開会あいさつの後、東京地評・練馬区労協・練馬全労協からあいさつを受け、乾杯を吉沢副議長の音頭で行いました。争議団からは最高裁でJAL 不当解雇撤回をたたかう原告団と練馬で不当解雇撤回をたたかうCU 練馬の松本さんが訴えました。

各組合のあいさつの中で「出し物」が披露され教組からは「影絵」土建からは「踊り」CU 練馬からは松本さんの裁判を支援しようと「もも太郎が解雇した会社の鬼を退治する」「寸劇」でそれぞれ楽しみ、優秀賞に



CU 練馬が選ばれました。

安倍政権がねらう「残業代ゼロ・生涯派遣」の労働法制改悪を跳ね返し、15 春闘で大幅賃上げを勝ち取ろうと決意あふれる会になりました。

[東京土建練馬支部・常任幹事・渡辺直樹記]

2015年練馬労連新春のつどいに参加をしました。昨年、安倍政権がおしすすめた政策は、憲法改悪を柱に、雇用のルール破壊である労働法制の改悪など、立場の弱い者を窮地に立たせる政策そのものでした。私たち労働組合は、今年も一層の団結が求められ、政策転換を訴える現場の声に強固たるものにしていく必要があります。つまり「元気」がなければ始まらない！「笑顔」がなければ仲間はずれ！歌や踊り、芝居と様々な各単組の芸々のお披露目が行われ、いつになく笑顔に溢れたつどいは、自然と会場に一体感が生まれ、2015年もういっぴきのための大きな団結ガンパローが響きました。



区で働く、非正規労働者、委託労働者、契約労働者に冷たい区の対応…2015年・自治体キャラバン

1月22日(木)東京、北部春闘共闘会議代表、土建練馬支部、公共一般など、44名が参加者して、「第11回自治体キャラバン」が行われ、練馬区での非正規職員の処遇改善、公契約条例、地域振興等について交渉しました。

2014年、練馬区で働く非正規労働者は臨時職員で1161人、非常勤職員が1137人になります。また、指定管理者制度、業務委託・一部業務委託など、近年はその労働者の実態について区は把握していません。更に公契約関連事業に携わる労働者等、膨大な人員が区の仕事に従事しています。《…下記・表参照》

地域で最大の事業所で在りながら、コスト削減を目的とする「官から民」への施策は、低賃金と不安定な雇用に苦しむ労働者を増大させています。前半は、公共一般を中心に、臨時、非常勤職員の処遇改善を求める要望に対し、議論が交わされました。賃上げ要望に対しては、「一部上げた」との回答、しかし「人員確保が困難な職種」のみの賃上げは、区の都合であり、生活実態を考慮して賃上げをと要望しました。臨時職員の交通費の支給を強く求めましたが、今年度も見送り、無支給は23区中、練馬区

を含む3区のみとなっています。後半は、土建練馬支部を中心に、公契約で働く労働者の適正な賃金、労働条件の保障を求める要望で意見交換が行われました。



公契約条例について

では、「今のところ考えていない」との答弁でしたが、交渉団から条例制定自治体の説明、他自治体のスタンスが話され、粘り強い交渉で「せめて検討する」姿勢を見せるべきでは？との問いに対し、「他自治体の状況を調べ、研究している」との話を引き出しました。また、区側が公契約の下で働く労働者の実態を調査していない事が判明し、東京土建の鎌田副委員長より「組合で練馬区発注現場を訪問している。情報は持っているし、区と組合で協力すれば、もっと実態把握を行えるのは？」との提案がだされ、経理用地課長からは「検討させてほしい」との前向きな答弁がありました。[伊藤・唐澤記]

《練馬区の正規職員・非正規職員・指定管理・委託などの実態と推移》						
		2012年	2013年	2014年	2015年	
正規職 員の 実 態	職員数	4710人	4582人	4513人	4495人	
	メンタルヘルス	20人	25人	31人	31人	
	新規採用	0	59人	141人	138人	
	再任用	345人		351人	426人	
	100時間以上時間外	217人(80時間超)	94人	69人	95人	
非正規 の 実 態	臨時職員	1116人	1138人	1079人	1161人	2298人
	非常勤職員	1279人	1280人	936人	1137人	
	時給が最も低い	880円	880円	880円	920円	
	東京都の最賃	837円	850円	869円	888円	
指定管 理者	指定管理	148施設	166施設	175施設	178施設	
	指定管理・正規	500人	637人			1609人
	指定管理・非正規	701人	972人			
委託	委託	180施設	123施設	120施設	130施設	
	正規	936人	752人			1796人
	非正規	1422人	1044人			

「組合の要求に対し、練馬区はゼロ回答」

…公共一般が練馬区と団交

最賃の引き上げ、消費税増税は関係ない！？

公共一般は昨年10月31日に「臨時・非常勤職員の処遇改善を求める要求書」を提出し、練馬区労連の支援も得て12月24日に団体交渉を行いました。「東京都の最賃が869円から19円上がった。消費税が8%に増税され、物価も高騰している、賃金が実質下がっているのと同じだ、正規職員はこのたび賃上げされた、臨時・非常勤職員の賃上げを要求したい」と言ったところ、「消費税が上がったこと、最賃が引き上げられたことは賃金設定の考え方には含んでいない。今年度、数種の臨時・非常勤職員の賃上げを行ったところで、来年度は引き上げは考えていない、正規が賃上げされたと言うが、賃下げの時に連動して下げている、練馬区は頑張っている。」と、訳のわからない回答です。

それは理念だ！？

「臨時職員というのは、そもそも区民雇用の活用という点でこの制度が積極的に使われていたのではないかと、定かではではないが私はそう思っている。交通費を支給すれば区外の人材確保もできる。そうなれば区民雇用であることの理念の整理が必要だ。区外からも雇用すれば交通費がどのくらい膨らむかの試算など個別の課題もある。」まったく何を言っているのか、さっぱりわかりません。定かではなく、私(人事課長)の私見の話なのに、それは理念だと言っているわけです。はなからやるつもりがないことが明らかです。

これは情報提供です

団体終了後に「情報提供があります。年次有給休暇の付与を間違えて多く与えていました。それは各所管への周知が不徹底であったためです。来年度から正しい付与の仕方にします。」と。具体的に言うと、1日の勤務時間が2.5時間の方は1日の年次有給休暇は3時間付与され、4.5時間の方は5時間付与されていました。それを実態通り



にするということです。なんら問題ないように思われますが、一年で20日の年休が貰える2.5時間勤務の方は60時間分付与されていました。それが50時間となります。毎回1日単位で取得していれば20回で使い切り問題ありません。しかし一時間単位での取得ならば60回の取得ができます。それが来年度から50回となるのです。周知不徹底と自らの非を認めてはいますが、何の経過措置もなく、こんな重大なことを団交が終わってから「情報提供です」と告げてくる練馬区の態度は、不誠実そのものです。

自らの雇用と労働条件は組合に入って守っていきこう！

ゼロ回答どころかマイナス回答の練馬区の姿勢は許せません。このまま黙っていたらもっともっと非正規職員はひどい目にあうことでしょう。委託に伴い首を切る、委託先に雇用されても何年か経つと労働条件が下げられるなど、非正規労働者は公務労働の重要な担い手として扱われないことでしょう。労働者はひとりひとりのままではとても弱い存在です。組合に入ると仲間がで、手をつなぎ、一緒に闘い、攻撃を跳ね返し、良い労働条件を勝ち取ることができます。あなたが労働組合に入ることが、一番の力になるのです。

4月から介護保険制度の一部が区の事業へ 区民の理解ないまま強行か！

練馬社保協は1月19日に国の介護保険制度の改定に伴って検討されている「介護予防・日常生活支援総合事業」や「介護保険第6期事業計画」について練馬区と交渉を行いました。

昨年の国会で改定された「医療・介護総合法」により、医療介護の大改悪がすすめられようとしています。とりわけ「要支援1・2の方の訪問・通所介護が介護保険から外され、市町村事業となった」「特養への入所が要介護3以上に限定された」ことに対し、不安の声が上がっています。

練馬区では現在、事業計画の「要綱案」を作成し、区民や事業所向けの説明会・パブリックコメントを行い、今年4月にも実施しようとしています。

財政目標の「目安」はサービス抑制に

今回の問題点として指摘した第一は「財政運営上の目標の目安」として「後期高齢者人口の伸び率 3.34%を上げないようにすること」としている点です。「財政上からのサービスの抑制・削減につながりかねない」のです。これに対して区側から「サービスの抑制にはならない、上回ったら一般財源から回す」などと回答。

第二に「区民に十分な説明も理解も得られていない現状で新事業の開始は当面見合わせるべき」という要求です。これに対して区側からは「説明会ではいい制度だから早くやってほしい。との意見も出されている」との回答。しかし、説明会に参加した参加者からは「私からは疑問や意見を出した」との発言も出るなど、非常に恣意的な解釈で強行しようとしていることが明らかになりました。

安易な「ボランティア活用」

第3に専門職から「ボランティア」への移行はサービス低下につながるだけでなく、責任の所在、待遇の問題など大きい。「安上がりだからと安易に「ボランティア」に頼るこ



となく、引き続き専門職の待遇改善と活用を行い、人員確保の努力が必要だ」との要求です。これに対して区側からは「ボランティアは労働者と違い労働基準法も最低賃金法にもひっかからない」との回答が出され、介護労働者の待遇改善に逆行する意向を示しました。

施設への送迎「しないことができる」な

ど問題山積みのまま強行する練馬区

「区の人員基準・運営基準・設備基準について、これまでより低下する恐れがある。特に、「施設への送迎」を「本人の選択により送迎しないことができる」としている問題では「利用者の…安全にとって非常に問題。従来どおりの送迎を」要請しました。区からは「実際に送迎を断っている利用者は15%もいる」との回答。これについては、後で「延べ人数ではない。1回でも送迎をしなかったことがある回数」であることが示され、ここでも恣意的な誘導を行おうとしていることが示されました。

また、施設の基準で「著しく緩和され」ている問題で「消防設備その他非常災害に必要な設備」が抜け落ちている問題を追及すると「紙面の都合で省略した」と回答。拙速なずさんな「案」であることも明らかになりました。

練馬区は4月実施を強行しようとしています。東京都23区ではほとんどの区が未定の状態です。区民の理解もない拙速な制度は中止すべきです。

《練馬労連・当面の予定》

○2/12 練馬春闘学習会…「労働法制と働く者の権利」 午後6時半～

○2/19 練馬春闘学習会…「労働時間法制改悪案の本質を探る」 午後6時半～

講師 大山勇一 弁護士(城北法律事務所) 場所 練馬区立勤労福祉会館(大泉学園駅・3分)

○2/9 練馬労連四役会議 午後7時～ ○2/18 練馬労連常任幹事会 午後6時半～